

## 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案新旧対照条文

○電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）

下線部が改正部分

改正案	現 行
<p>(外国の無線局の運用の許可)</p> <p>第18条 法第103条の5の規定による外国の無線局の運用の許可の申請書を受理したときは、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、許可する。</p> <p>(1) 電波の型式及び希望する周波数の範囲が、申請に係る無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の電波の型式及び周波数の範囲内のものであること。</p> <p>(2) 運用するすべての外国の無線局の空中線電力のうち、最大の空中線電力の値が、関連する包括免許の空中線電力を上回るものではないこと。</p> <p>(3) 申請に係る外国の無線局の無線設備について平成15年総務省告示第344号(外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件)に定める事実があること。</p> <p>この場合において、平成15年総務省告示第344号第2項に係る無線設備の審査は、次に掲げる事項を確認することにより行うものとする。</p> <p>ア 当該外国の無線局を用いた本邦内における電気通信業務の業務委託について第1号包括免許人と協定又は契約を締結している者により業務が提供されている外国の法令が、<u>国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1457、M.1581又はM.2012に定める技術基準に準拠していること。</u></p> <p>イ 当該外国の無線局の無線設備が、当該外国の法令に適合することについて、当該外国の法令により確認されていること。</p> <p>別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準</p> <p>第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>自然災害等により無線設備に破損、障害等が発生したことにより、通信の円滑な実施を確保できない場合又は訓練を行う場合は、当該通信を確保するために携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又はPHS若しくは広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局の無線設備を錨泊した船舶又は係留気球(風速25mに耐えることができるものに限る。)に設置</u></p>	<p>(外国の無線局の運用の許可)</p> <p>第18条 法第103条の5の規定による外国の無線局の運用の許可の申請書を受理したときは、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、許可する。</p> <p>(1) 電波の型式及び希望する周波数の範囲が、申請に係る無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の電波の型式及び周波数の範囲内のものであること。</p> <p>(2) 運用するすべての外国の無線局の空中線電力のうち、最大の空中線電力の値が、関連する包括免許の空中線電力を上回るものではないこと。</p> <p>(3) 申請に係る外国の無線局の無線設備について平成15年総務省告示第344号(外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件)に定める事実があること。</p> <p>この場合において、平成15年総務省告示第344号第2項に係る無線設備の審査は、次に掲げる事項を確認することにより行うものとする。</p> <p>ア 当該無線局を用いた本邦内における電気通信業務の業務委託について申請者と協定又は契約を締結している者により業務が提供されている外国の法令が、<u>国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1457に準拠していること。</u></p> <p>イ 当該無線局の無線設備が、当該外国の法令に適合することについて、当該外国の法令により確認されていること。</p> <p>別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準</p> <p>第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

することができる。この場合において、気象条件等に応じた十分な安全対策が施された上で、できる限り自然災害等に対し安全な場所に開設するものであること。

2～16 (略)

第4～24 (略)

第25 地球局及び携帯基地地球局

設置場所及び周波数等に関して国際調整が完了し、当該国際調整の結果に基づく通信が可能な工事設計等となっていること。ただし、国際調整が完了していない場合にあつては、無線通信規則で定める周波数分配への合致、局種、業務及び技術的条件への適合性、又は運用を開始する期日等から、他に混信等を与えないことが明らかであること。

また、3,400MHz から 4,200MHz までの周波数を受信する地球局及び携帯基地地球局の場合は、3,480MHz から 3,600MHz までの周波数を使用する電気通信業務（携帯無線通信用）による陸上移動業務の局との共用に十分配慮すること。

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

第2 陸上関係

(1)～(15) (略)

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア～キ (略)

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。

なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 3,480MHz から 3,600MHz までの周波数の電波を使用する基地局にあつては、3,400MHz から 4,200MHz までの周波数を受信する宇宙無線通信を行う無線局に関し、当該無線局の免許人との間で当該基地局の開設について合意していること。ただし、当該基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

2～16 (略)

第4～24 (略)

第25 地球局及び携帯基地地球局

設置場所及び周波数等に関して国際調整が完了し、当該国際調整の結果に基づく通信が可能な工事設計等となっていること。ただし、国際調整が完了していない場合にあつては、無線通信規則で定める周波数分配への合致、局種、業務及び技術的条件への適合性、又は運用を開始する期日等から、他に混信等を与えないことが明らかであること。

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

第2 陸上関係

(1)～(15) (略)

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア～キ (略)

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。

なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

(ア)～(イ) (略)

コ (略)

サ (略)

シ 他の無線局との干渉調整等

(ア) (略)

(イ) TD—CDMA 方式、TD—SCDMA 方式、XGP 方式、625k—MC 方式、モバイル WiMAX 方式又は UMB—TDD 方式のものにあつては、人工衛星局(非静止)に対して、干渉波電力の総和が $-200\text{dBW}/\text{kHz}$ を超えないようにネットワークの構築及び運用を行うものであること。

#### 第4 包括免許関係

##### 1 電気通信業務用

###### (1) 携帯無線通信を行う特定無線局

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

本項(1)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)～(ス) (略)

(セ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。以下この A において同じ。)

特定無線設備の種別ごとの業務区域内における通話チャンネル数又は通信チャンネル数の合計として次に掲げる値を陸上移動局 1 局当たりの最繁時呼量 0.020 アーランで除した値とする。

(A)～(B) (略)

(C) XGP 方式、625k—MC 方式、モバイル WiMAX 方式又は UMB—TDD 方式免許を受けようとする電気通信事業者がその業務区域内に開設する基地局が有する通信チャンネル数を 32kbps に換算した通信チャンネル数の総和

コ (略)

サ (略)

シ 他の無線局との干渉調整等

(ア) (略)

(イ) TD—CDMA 方式、TD—SCDMA 方式、XGP 方式、625k—MC 方式、LTE—TDD 方式、モバイル WiMAX 方式又は UMB—TDD 方式のものにあつては、人工衛星局(非静止)に対して、干渉波電力の総和が $-200\text{dBW}/\text{kHz}$ を超えないようにネットワークの構築及び運用を行うものであること。

#### 第4 包括免許関係

##### 1 電気通信業務用

###### (1) 携帯無線通信を行う特定無線局

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

本項(1)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)～(ス) (略)

(セ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。以下この A において同じ。)

特定無線設備の種別ごとの業務区域内における通話チャンネル数又は通信チャンネル数の合計として次に掲げる値を陸上移動局 1 局当たりの最繁時呼量 0.020 アーランで除した値とする。

(A)～(B) (略)

(C) XGP 方式、625k—MC 方式、モバイル WiMAX 方式又は UMB—TDD 方式免許を受けようとする電気通信事業者がその業務区域内に開設する基地局が有する通信チャンネル数を 32kbps に換算した通信チャンネル数の総和

(D) LTE方式、~~LTE-TDD方式~~又はUMB方式

免許を受けようとする電気通信事業者がその業務区域内に開設する基地局が有する通信チャンネル数を64kbpsに換算した通信チャンネル数の総和

(D) LTE方式又はUMB方式

免許を受けようとする電気通信事業者がその業務区域内に開設する基地局が有する通信チャンネル数を64kbpsに換算した通信チャンネル数の総和

附則

この訓令は、平成28年●月●日に施行する。